

商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）

令和元年台風第19号により被害を受けた商店街の共同施設等の復旧に要する経費の一部を補助し、商店街等の商機能やコミュニティ機能の回復を支援します。

補助対象

- 対象者 令和元年台風第19号による災害で被害を受けた商店街等の商店街等組織
※商店街等組織
法人格を持つ商店街振興組合、事業協同組合等、任意の商店街等組織(規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者)など
- 補助率 補助対象経費の3/4以内
- 対象経費 アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、放送機器等の復旧に必要な経費
※個店の施設や設備は対象になりません。
- その他 災害から交付決定までに行われた復旧事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められた場合は補助対象となります。

募集期間

令和元年11月29日(金)～12月20日(金) 福島県庁宛当日消印有効

申請書類等の提出先及び問い合わせ先

福島県商工労働部商業まちづくり課 電話024-521-7299

※申請にあたっては、補助金の交付要綱や募集要領をご確認ください。

福島県商業まちづくり課のホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/taifuu19goushienn.html>